

2024年5月●日

●●党

代表

様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石上 千博

## 地方自治法改正案についての要請

第213回国会において現在審議されている「地方自治法の一部を改正する法律案」では、DX化の進展を踏まえた情報システムの適正利用や公金収納事務のデジタル化、また地域における生活サービス提供体制強化にむけた多様な主体との連携強化に関する規定などが含まれています。

とりわけ、大規模な災害、感染症のまん延など、その被害が国民の安全に重大な影響を及ぼすと認められた際、国が地方に対し必要な「指示」ができるよう、新たな特例を設けるとされています。

このことは、2000年の地方分権改革一括法に基づき積み上げられてきた地方分権への流れを逆行させ、地方自治の本旨をも損ないかねない、極めて重大な問題を含むものとして危惧します。

この間、自治労として総務省や各政党に対し、立法事実への疑念や法案の問題点を指摘してきましたが、依然としてその懸念は払拭されていません。

つきましては、今後の国会審議において、以下の課題を解消するよう、ここに要請します。

### 記

1. 補充的な指示権を規定するにあたっては、その乱用を防ぐため、国と地方自治体間において、事前の協議・調整を義務化すること

2. 「立法のいとまがない」とされる場合においても、補充的な指示を行う際は、事前に国会に通知すること。また、次期の国会開会后、指示内容を十分検証するとともに、速やかに個別法を改正するよう最大限の配慮を行うこと

3. 国による補充的な指示権が行使された際は、国と地方の係争処理制度が適用されることを改めて明文化すること

4. 自治体がかかる事態における職員派遣義務を速やかに果たせるよう、国はあらかじめ全国の自治体における技術職員、行政職員を確保するための十分な措置を講じること

5. 公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等にあたっては、地方税共同機構や情報セキュリティーのあり方について地方自治体とともに十分な検討を行うこと

6. 地域の多様な主体の連携および協働の推進における団体の指定については、市町村長による恣意的な指定とならないよう、少なくとも現行の指定管理者制度に準じ、指定の手続きや期間についてあらかじめ条例で定めること

以上